

～療養病床転換に係る優遇融資のお知らせ～

病院又は診療所が有する介護療養病床については、2023年度末に廃止されることとされておりますが、当機構では療養病床（医療療養病床を含む）を転換するために介護老人保健施設又は介護医療院を建築する場合に、その建築資金に対する優遇融資をご用意しております。

（介護老人保健施設）

主な融資条件		療養病床を転換する場合	左記以外（通常の融資）
貸付利率※		0.5%	0.6%
融資率	建築	90%	70%
	土地	90%	70%
限度額	建築	7.2億円（別途加算がある場合を除く）	
	土地	3億円	

（介護医療院）

主な融資条件		療養病床を転換する場合	左記以外（通常の融資）
貸付利率※		0.5%	0.6%
融資率	建築	90%	
	土地	90%	
限度額	建築	12億円	
	土地	3億円	

※令和2年3月2日時点：償還期間30年 完全固定金利制度の場合

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要です。また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。